

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 29 日現在

機関番号：32643

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2012

課題番号：21530149

研究課題名（和文） 戦犯釈放をめぐる戦後日本外交

研究課題名（英文） Release of War Criminals and Japanese Diplomacy in the 1950s

研究代表者

日暮 吉延（HIGURASHI YOSHINOBU）

帝京大学・法学部・教授

研究者番号：30253917

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本人戦犯釈放をめぐる戦後日本外交の政策と対応を一次資料にもとづいて分析するものである。研究代表者は、これまで戦犯釈放問題に関して、対日講和条約発効（日本の主権回復）の前と後に分けたうえで「連合国側の行動」を分析した。これに対して、本研究が取り組んだのは、1950年代の日本外交が戦犯釈放問題でどのような行動をとったのか、この問題に関する事実を解明することである。そして、この「日本側の行動」は上記の「連合国側の行動」と統合され、研究代表者の「日本人戦犯釈放史」が完成することとなる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research project is to analyze the process and policy by which Japanese diplomacy responded to the release of Japanese war criminals in the 1950s. It focuses on the main point: the decision by the Japanese Government to demand clemency or parole of Japanese prisoners from the Allied Powers. I have research findings of the subject of the Allied Powers' attitudes on clemency of Japanese prisoners already. This research project of Japanese diplomacy is the counterpart of the Allies subject mentioned above.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：外交史・国際関係史

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、東京裁判（極東国際軍事裁判）を実証的に研究してきた。それは現在もなお研究代表者の研究課題の柱の一つであるが、研究代表者は、過剰なイデオロギー的議論、感情的議論に終始しがちな従来の大方

の東京裁判研究に批判的であり、この裁判を「国際政治における政策」としてとらえ直すことを基本姿勢とし、諸国の外交文書等の一次資料にもとづく実証分析を一貫して行なってきたのである。

こうした研究の成果は、個別の専攻論文を

統合した学術書『東京裁判の国際関係』（木鐸社、2002年、第32回吉田茂賞受賞）、また、より広い読者層を対象にした『東京裁判』（講談社現代新書、2008年、第30回サントリー学芸賞受賞）、『東京裁判を正しく読む』（牛村圭教授との共著、文春新書、2008年）等に結実し、幸いにして高い評価を受けることができた。

そして東京裁判研究に従事する途上で、「A級・BC級を問わず、すべての戦犯が1950年代に釈放され、刑期を満了したのは一体なぜなのか」という新しい問題を発見することとなった。こうして戦犯釈放問題が、研究代表者の研究課題におけるもう一つの柱となったわけである。

この問題に関しては、2001～2004年度および2005～2008年度の科学研究補助金基盤研究C（2）の助成を受けて、もっぱら連合国側の戦犯釈放に関する政策決定過程を仔細に検討した。具体的にいえば、まず2001～2004年度は、（1）占領後期の1949年～1950年から対日講和条約が発効する1952年4月までの時期を取り上げ、釈放問題の発生とその展開を分析した。また2005～2008年度は、（2）講和条約が発効した1952年4月から戦犯釈放が完了する1958年末までの時期で、連合国諸政府がどのように日本人戦犯釈放問題に対処したのかを考察した。

本研究は、以上のような背景と成果をふまえ、こんどは「日本側から見た戦犯釈放問題」について検討を加えようというものである。

2. 研究の目的

本研究は、日本人戦犯の釈放をめぐる戦後日本外交の政策決定と対応を一次資料にもとづいて分析するものである。

第二次世界大戦後の日本人戦犯問題は、占領後期から独立回復後の時期、「釈放」という新しい段階を迎えた。1950年に総司令部

（GHQ）が減刑・仮釈放を含む赦免システムを既決戦犯受刑者に適用し、戦犯釈放が始まった。その結果、サンフランシスコ講和条約が発効した1952年4月現在、旧連合国諸政府が拘禁する日本人戦犯受刑者は1244名となった。そして、これらの既決受刑者もまた、旧指導者のいわゆるA級戦犯受刑者を含めて、1958年末までに減刑・仮釈放の形式を通じて全員が釈放されるのである。

しかし、こうした戦犯処理が一体どのように展開したのかは、従来ほとんど不明であった。戦犯釈放を間接的に扱ったり、一国単位で検討したりといった個別の事例研究はあるものの、戦犯釈放を多国間外交の課題として総合的にとらえようとする研究は存在しない。その意味で、本研究それ自体に先駆的な価値が認められよう。

そして、すでに研究代表者は、連合国側が、どのような意図から戦犯釈放を開始したのか、いかなる決定を行なったのか、釈放においてA級戦犯とBC級戦犯の違いはあったのかどうか、こうした連合国側の行動について検討してきた。

とはいえ、それで研究代表者の戦犯釈放研究が完成するというわけではない。依然として日本側の政策決定と対応という重要な領域について解明できていないからである。本研究は、この「日本側の行動」という空白を埋め、連合国側の動きと統合することを目的としている。

こうして本研究計画は、占領後期から1958年にいたる日本側の戦犯釈放政策を主たる対象として、一次資料の分析を通じて諸事実を解明する。

とくに焦点を当てるのは、第一に、主権回復後の日本の政策である。日本政府・外務省は、サンフランシスコ講和条約の第11条に規定された減刑・仮釈放の赦免措置を講和発

効後の「突破口」と見なしていた。そこで、日本政府・外務省は、どのような対外交渉と国内政治を経て釈放を実現しようとしたのか、また吉田茂内閣から岸信介内閣までの各政権の対応はどのようなものだったのか、が検討される。それは「戦争－占領－主権回復後」にわたる日本政治の変化を理解することにもつながるものと思われる。

第二の焦点は、日本の国内世論、社会心理的な側面に当てられる。すなわち、戦犯釈放を同時代の日本国民がどうとらえていたのか。占領期には、A級・B級を問わず、戦犯は、マスメディアによる批判の影響もあって単純な「犯罪人」イメージで見られた。それが主権回復後にどうなったのかを実証的に検証する必要がある。

また、このように日本社会における「戦犯」の位置づけを観察することは、今日のように本来の意味とは微妙にずれて「過失を犯した人間」を「A級戦犯」「戦犯」と称して非難する語法がどのように発生したのか、いわば「戦犯の言説史」を解明することにもつながるように思われる。この点は研究代表にとって将来の研究課題である。

3. 研究の方法

本研究は、一次資料を綿密に調査、分析するという、単純ではあるが、堅固な議論を可能にする方法を基軸として計画されている。

「良質な資料を獲得すること」は政治外交史研究の基本的属性であるが、本研究でも、それは「生命線」に等しく、何よりも重視される点である。

この資料収集という作業は、第一に、情報「量」の蓄積ということであるが、それにとどまるものではない。第二の効果として、研究の「質」を高めるための手段としても有効である。つまり、一次資料を地道に収集し、丹念に読み、さまざまな資料を照合していく

というシンプルな方法こそは、本研究に「新しい視点」を与え、ひいては、その「質」を高めるわけである。

したがって、4年にわたる研究期間のすべてを通じて、公刊・未公刊の一次資料の徹底的な収集・調査に重点が置かれた。とくに研究期間の最終年度以外は、研究代表者は鹿児島大学に所属しており、提出した研究計画に沿って、外務省外交史料館、靖国偕行文庫ほか、東京にある公文書館等への出張調査を継続的かつ効率的に実施した。直接経費が、国内出張の使途に重点配分された所以である。

さらにいえば、本研究以前に実施した研究で獲得していたアメリカ、イギリス、オーストラリア等の公文書のなかには「外国から見た日本外交の姿」を示す資料がある。したがって、これらを総合して分析するというマルチ・アーカイヴァルな学術的手法によって、客観的な分析結果が得られよう。

4. 研究成果

以上のようにして収集された資料については、逐次、系統的に整理し、分析を加えた。ここで「系統的」というのは、時期ごとの分類整理、そして対象別（政府、国会、受刑者個人、戦犯援護の圧力団体、世論など）の分類整理を意味している。

そして4年の研究期間を通じて、計画に即した研究を実施した結果、日本外交の戦犯釈放政策の実態について、かなりの程度、解明することができたと考える。

戦犯釈放をめぐるのは、アメリカ側の内部に、釈放に反対する「釈放漸進論」（日本側の釈放要求には応じず、通常の司法システムとしての減刑・仮釈放を粛々と進める立場）と釈放に賛成する「釈放急進論」（大赦または釈放の速度向上によって戦犯問題の早期解決をはかる立場）の対立があった。日本側

にも、これに対応する意見対立が存在し、裁判国側の事情を知悉する外務省は基本的に「釈放漸進論」をとり、他方で、戦犯受刑者に近い関係者・法務省・旧陸海軍・国会議員などが「釈放急進論」をとった。この二つの立場は、国境を越えたクロス・ナショナルな構造を有していたのである。

さらに本研究を実施したことで、上記の「釈放漸進論」と「釈放急進論」の横軸に加えて、国際関係に関わる縦軸として「大戦論理（大戦感覚）」（第二次大戦の旧敵関係を重視する立場）と「冷戦論理（冷戦感覚）」（戦後の冷戦構造に鑑み、新しい関係構築を重視する立場）を設定して、分析することが、複雑な政策分布を整理するのに有用であるという判断が得られた。

こうして本研究を実施した結果、多くの知見や諸事実が得られた。その具体例をいくつか挙げると、以下の通りである。

第一に、1953年、法務省の附置機関である中央更生保護審査会の代表が欧米6カ国を歴訪し、米・英・蘭・仏の裁判国（拘禁国）側と釈放問題に関して懇談し、日本と同じ立場のドイツ外務省と情報交換を行ない、ローマ法王庁とも戦犯問題で話し合った。そして、その2年後にも同じルートでの歴訪をしている。これらの使節の足どり、内容に関する情報がまず得られた。

また、この二つの使節については、1953年当時が吉田茂内閣、1955年当時が鳩山一郎内閣と、政権交代を経ており、後者の場合、戦犯釈放問題に対する内閣からの圧力が強まり、重光葵外相に対する渡欧報告がオランダ関係の戦犯釈放につながる成果をもたらしたという知見が得られた。

第二に、外務省の戦後外交記録公開によって、「オーストラリアのBC級裁判記録問題」が存在することが判明した。これは高度成長

期の1965年に作成された文書であり、日本が要求したBC級戦犯裁判記録の提供について、オーストラリア政府が「事柄の性質上、慎重な検討を要する」として回答を先延ばしにして、容易に応じなかったことがわかる。この頃は日豪関係が経済を中心に好転していたにもかかわらず、裁判国側が裁判記録の提供に躊躇したという事実は、改めて戦争犯罪裁判の「特殊な性質」を示すものであり、価値の高い情報といえよう。

第三に、しばしば政治的争点となるサンフランシスコ講和条約第11条の判決受諾規定——「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し……」——の問題である。

この関連でいえば、研究代表者は以前、なぜ日本外務省がjudgmentsの日本語正文を「判決」ではなく「裁判」と訳したのかという問題について、よく言われる「誤訳」ではなく、国内向けに弁護側反証やパル判事ほかの反対意見書による批判を含意させるための「意訳」ではなかったかという推論を2008年刊行の『東京裁判』（講談社現代新書）で提示している。そして、その解釈は、故村田良平氏（元外務事務次官・駐米大使）の『村田良平回想録』（ミネルヴァ書房、2008年、下巻356頁）、波多野澄雄教授の『国家と歴史』（中公新書、2011年、37～40頁）で好意的に引用された。

このように、講和条約第11条問題については、かねて関心を有しており、部分的であれ、自分なりの見解を提出したいとも考えているが、そもそも外務省がどのように同条を解釈していたのかが、以前からの疑問であった。この点、2013年春に公開された外交記録のなかで関連文書の存在が確認できた。これは外務省条約局第三課作成の1953年2月24日付文書であり、連合国の戦犯裁判の「国際

法上の適法性」について異議を申し立てず、主権回復後も判決の効力を認め、日本側が刑を執行するという解釈が示された。この点について省内・部内の批判は記されていない。これだけで日本政府、有権解釈者たる外務省の第 11 条解釈が確定するというわけではないとはいえ、その後の外務省・日本政府がとった公的立場もふまえると、参照されるべき重要な情報であると考えられる。

なお、本研究は、検討対象を「日本外交」「日本側の行動」に限定しているが、成果発表のかたちとしては、これまでの「連合国側の行動」に関する研究成果と統合する予定である。すなわち、「日本側の行動」と「連合国側の行動」を対比させながら、総合的に分析した戦犯釈放研究を広い読者層向けの書籍として公刊したいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 7 件)

- ① 日暮吉延, 「戦犯処罰と国際秩序」(北岡伸一監修・細谷雄一編『グローバル・ガバナンスと日本』(仮題), 査読無, 中央公論新社, 2013 年刊行予定)
- ② 日暮吉延, 「信夫淳平の侵略戦争論」(『法律時報』, 査読無, 2012 年 11 月号, 日本評論社, 2012 年 10 月, 扉)
- ③ 日暮吉延, 「東京裁判——その実体を検証する」(筒井清忠編『新昭和史論』, 査読無, ウエッジ [ウエッジ選書], 2011 年 5 月, 211～246 頁)
- ④ 日暮吉延, 「国際法における侵略と自衛——信夫淳平『交戦権拘束の諸条約』を読む」(鹿児島大学法学会編『法学論集』, 査読有, 第 45 巻 2 号, 2011 年 3 月, 1～41 頁)
- ⑤ 日暮吉延, 「東條英機と開戦責任」(『法律時報』, 査読無, 2011 年 3 月号, 日本評論社, 2011 年 2 月, 扉)
- ⑥ 日暮吉延, 「東京裁判」(『岩波講座 東アジア近現代史通史』, 査読無, 第 7 巻, 岩波

書店, 2011 年 2 月, 384～385 頁)

- ⑦ 日暮吉延, 「東京裁判——昭和の戦争の帰着点」(筒井清忠編『解明・昭和史』, 査読無, 朝日新聞出版 [朝日選書], 2010 年 4 月, 259～275 頁)

[学会発表] (計 1 件)

- ① 日暮吉延, 「東京裁判をどう見るか」, 「20 世紀と日本」研究会, 2011 年 3 月 6 日, 於・京都大学芝蘭会館 (京都府)

[図書] (計 1 件)

- ① Yoshinobu Higurashi, Yuma Totani, Mike Mochizuki and Daqing Yang, *The Tokyo War Crimes Trial at Sixty: Legacies and Reassessment*, Asian Voices Seminar Series Transcript, March 23, 2009, Sasakawa Peace Foundation USA, December 2009, 24 pages.

[産業財産権]

なし

[その他]

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

日暮 吉延 (HIGURASHI YOSHINOBU)
帝京大学・法学部・教授
研究者番号: 30253917

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし